

第 10 回教育委員会

令和 2 年 8 月 18 日
午 後 3 時 30 分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第62号 大阪市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案

大阪市教育委員会会議規則の一部改正について

1 改正の理由

文部科学省通知「オンライン会議システム等を活用した総合教育会議及び教育委員会の会議の開催について」に基づき、教育委員会会議の運営をより充実させ、有意義なものとするため、オンラインによる会議出席及び議案の採決権等について規定する必要があることから、規則の一部を改正する。

2 改正の内容

(1) 大阪市教育委員会会議規則の改正

- ・オンライン会議システム等を活用した教育委員会会議を開催するにあたり、会議への出席に関する要件、議案の採決等について必要な規定整備を行う。
(第4条、第6条、第12条及び第17条)。
- ・その他必要な規定整備を行う。

(2) 大阪市教育委員会会議傍聴規則の改正

- ・大阪市教育委員会会議規則の改正に伴う必要な規定整備を行う(第1条)。

3 施行期日

公布の日

議案第 62 号

大阪市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案

大阪市教育委員会会議規則（平成 12 年大阪市教育委員会規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条を第 19 条とし、第 17 条を第 18 条とする。

第 16 条第 1 項中第 8 号を第 9 号とし、第 3 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げる、第 2 号の後に次の 1 号を加える。

(3) 第 4 条第 1 項の規定によりウェブ会議の方法により会議に参加した教育長及び委員があるときは、その旨

第 16 条を第 17 条とし、第 12 条から第 15 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 11 条に次の 1 項を加える。

6 前項の規定にかかわらず、ウェブ会議の方法により会議に出席している教育長及び委員は、採決に加わることができる。ただし、採決のとき相互に映像及び音声の送受信ができない場合その他出席が確認できない場合は、この限りでない。

第 11 条を第 12 条とし、第 6 条から第 10 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 5 条中第 6 号を第 7 号とし、第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げる、第 1 号の後に次の 1 号を加える。

(2) ウェブ会議の方法で参加した教育長及び委員の本人確認

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の後に次の 1 条を加える。

(ウェブ会議の方法による会議の開催等)

第4条 教育長及び委員は、ウェブ会議の方法（インターネットを通じて、教育長及び委員の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）で会議に参加することができる。この場合において、教育長及び委員は、ウェブ会議の方法による会議への参加をもって会議に出席したとみなすものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 大阪市教育委員会会議傍聴規則(平成12年大阪市教育委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改める。

(参照)

〔傍線は削除
太字は改正〕

大阪市教育委員会会議規則

(会議日程等の通知)

第3条 省 略

(ウェブ会議の方法による会議の開催等)

第4条 教育長及び委員は、ウェブ会議の方法（インターネットを通じて、教育長及び委員の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）で会議に参加することができる。この場合において、教育長及び委員は、ウェブ会議の方法による会議への参加をもって会議に出席したとみなすものとする。

(会議の開催等)

第4条 省 略

第5条

(会議の順序)

第5条 省 略

第6条

(1) 省 略

(2) ウェブ会議の方法で参加した教育長及び委員の本人確認

(2) - (6) 省 略

(3) (7)

第6条-第10条 省 略

第7条 第11条

(議案の採決)

第11条 省 略

第12条

2-5 省 略

6 前項の規定にかかわらず、ウェブ会議の方法により会議に出席する教育長及び委員は、採決に加わることができる。ただし、採決のときは相互に映像及び音声の送受信ができない場合その他出席が確認できない場合は、この限りでない。

第12条-第15条 省 略

第13条 第16条

(会議録の記載事項)

第16条 省 略

第17条

(1) 省 略

(2) 省 略

(3) 第4条第1項の規定によりウェブ会議の方法により会議に参加した教育長及び委員があるときは、その旨

(3)-(8) 省 略

(4) (9)

第17条-第18条 省 略

第18条 第19条

(参照)

〔傍線は削除
太字は改正〕

大阪市教育委員会会議傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市教育委員会会議規則（平成12年大阪市教育委員会規則第25号。以下「会議規則」という。）第17条第1項の規定に基づ

第18条

き、傍聴の手続、傍聴者の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

